

農業サポーター募集中！

農業サポーター制度を実施しています

箕面市では、農業者の営農を支援する取り組みとして『農業サポーター制度』を実施しています。この制度は、“農業に関心のあるかた”、“農業の実作業体験や自然とのふれあいを希望するかた”、“今後農業へ就農意欲をお持ちのかた”などを対象にサポーターを募り、農作業の手伝い等を希望される農家のかたに紹介するものです。

この制度を通して、高齢化や後継者不足等の問題に悩む農家のみなさんが営農を継続しやすい環境を支援し、箕面のかけがえのない農業と担い手を守ろうとするものです。

1. 応募資格

満 18 歳以上で農作業を担えるかた

(ただし 20 歳未満の場合は、保護者のかたの同意を得てください。)

2. 作業内容

○播種・定植作業 ○施肥作業 ○草取り作業 ○果樹木管理作業

○収穫作業 ○出荷準備作業

※作業内容や作業日時・時間帯など詳細は、サポーターと農家との話し合いで決めていただきます。

3. 作業についてのお願い・注意事項（必ずお読みください）

①農作業に必要な農具等については、農家で用意していただく予定です。

②作業にあたっては、農家の指導に従ってください。また、作業内容によってはけがの恐れがありますので、くれぐれもケガのないように気をつけて作業してください。

③「動力農機具の使用」や「中高所での作業」は危険ですので、原則として行わないように農家には伝えています。

④サポーターとして行われる通常の農作業におけるケガ等は各自の対応となりますので、加入されている健康保険で対応できるかご確認いただき、対応ができないようでしたら各自で「サポーター保険（ボランティア保険）」に加入してください。

⑤作業中など、事故にあたりけがをした場合には、速やかに農家に連絡して病院等で治療を受けるようにしてください。また、みどりまちづくり部農業振興課にもご連絡ください。

5. 登録申し込みからサポーター作業の実施まで

①「農業サポーター登録申請書」に必要事項を記入のうえ、みどりまちづくり部農業振興課に提出してください。

受け入れを希望されている農家の一覧は、箕面市ホームページまたはみどりまちづくり部農業振興課窓口で閲覧できます。



②申請者の希望内容を踏まえ、みどりまちづくり部農業振興課及び大阪北部農協において、受け入れ農家を決定します。



③みどりまちづくり部農業振興課から、作業をしていただく受け入れ農家をお知らせします。



④受け入れ農家から、作業日時、作業内容などの連絡が入りますので、詳細は農家のかたと調整していただくことになります。

6. 個人情報の取り扱いについて

申請にかかる個人情報（住所、氏名、生年月日、電話番号等）については、当事業の目的以外には使用しないものとし、情報の保護に十分に配慮いたします。

なお、個人情報の一部については、事業の運営に必要な情報として受け入れ農家及び大阪北部農協職員に提供されます。

お問い合わせ

○大阪北部農業協同組合 営農生活部経済課
池田市中川原町 331-1 電話 748-1701 ファックス 751-2669

○箕面市みどりまちづくり部農業振興課
(市役所別館 4階 44番窓口)
箕面市西小路 4-6-1 電話 724-6728 ファックス 722-2466